

令和六年山形県議会六月定例会会議録

令和六年六月十八日（火曜日）午前十時四十七分 開会

議事日程第一号

令和六年六月十八日（火曜日）午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期の決定
- 第三 議第九十四号 令和六年度山形県一般会計補正予算（第一号）
- 第四 議第九十五号 令和六年度山形県電気事業会計補正予算（第一号）
- 第五 議第九十六号 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第六 議第九十七号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第七 議第九十八号 山形県県税条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第八 議第九十九号 山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第九 議第百号 山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十 議第百一号 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十一 議第百二号 山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十二 議第百三号 山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十三 議第百四号 山形県青少年健全育成条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第十四 議第百五号 山形県誰もががんと知り、県民みんなでがんの克服を目指す条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十五 議第百六号 山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十六 議第百七号 一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋橋梁下部工事（P3）請負契約の一部変更について
- 第十七 議第百八号 一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋橋梁下部工事（P5）請負契約の一部変更について
- 第十八 議第百九号 パーソナルコンピュータの取得について
- 第十九 議第百十号 除雪機械の取得について
- 第二十 議第百十一号 大浜西埠頭港湾用地の処分について
- 第二十一 議第百十二号 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の和解のあっせんの申立てについて
- 第二十二 議第百十三号 令和五年度山形県一般会計補正予算（第九号）の専決処分の承認について
- 第二十三 議第百十四号 山形県県税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
- 第二十四 議第百十五号 山形県公安委員会委員の任命について
- 第二十五 議第百十六号 山形県収用委員会委員及び予備委員の任命について
- 第二十六 発議第十一号 山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例の設定について
- 第二十七 発議第十二号 山形県子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十八 発議第十三号 山形県笑いで健康づくり推進条例の設定について
- 第二十九 発議第十四号 パレスチナ自治区ガザ地区における戦闘行為の停止、人質の解放及び人道状況の改善の実現を求める決議

本日の会議に付した事件

議事日程第一号に同じ。

出席議員（四十三名）

- 一番 石川 渉 議員
- 二番 齋藤 俊一郎 議員

三	番	橋	本	彩	子	議員
四	番	松	井		愛	議員
五	番	石	川	正	志	議員
六	番	江	口	暢	子	議員
七	番	阿	部	恭	平	議員
八	番	鈴	木		学	議員
九	番	伊	藤	香	織	議員
十	番	石	塚		慶	議員
十一	番	関			徹	議員
十二	番	阿	部	ひとみ		議員
十三	番	梅	津	庸	成	議員
十四	番	今	野	美奈子		議員
十五	番	高	橋	弓	嗣	議員
十六	番	佐	藤	文	一	議員
十七	番	相	田	日出夫		議員
十八	番	佐	藤	正	胤	議員
十九	番	遠	藤	寛	明	議員
二十	番	相	田	光	照	議員
二十一	番	遠	藤	和	典	議員
二十二	番	菊	池	文	昭	議員
二十三	番	高	橋		淳	議員
二十四	番	青	木	彰	榮	議員
二十五	番	石	黒		覚	議員
二十六	番	梶	原	宗	明	議員
二十七	番	五十嵐		智	洋	議員
二十八	番	能	登	淳	一	議員
二十九	番	柴	田	正	人	議員
三十	番	洪	間	佳寿美		議員
三十一	番	矢	吹	栄	修	議員
三十二	番	小	松	伸	也	議員
三十三	番	吉	村	和	武	議員
三十四	番	高	橋	啓	介	議員
三十五	番	木	村	忠	三	議員
三十六	番	加	賀	正	和	議員
三十七	番	森	谷	仙一郎		議員
三十八	番	榎	津	博	士	議員
三十九	番	奥	山	誠	治	議員
四十	番	伊	藤	重	成	議員
四十一	番	船	山	現	人	議員
四十二	番	田	澤	伸	一	議員
四十三	番	森	田		廣	議員

説明のため出席した者

知事	吉	村	美栄子	君
副知事	平	山	雅之	君
企業管理者	松	澤	勝志	君
病院事業管理者	阿	彦	忠之	君
総務部長	岡	本	泰輔	君
みらい企画創造部長	小	中	章雄	君
防災くらし安心部長	中	川	崇	君

環境エネルギー一部長	高橋	徹	君
しあわせ子育て応援部長	西澤	恵子	君
健康福祉部長	柴田	優	君
産業労働部長	岡崎	正彦	君
観光文化スポーツ部長	大泉	定幸	君
農林水産部長	星	里香子	君
県土整備部長	小林	寛	君
会計管理者	山田	敦子	君
財政課長	大村	敏弘	君
教育長	高橋	広樹	君
公安委員会委員長	柴田	曜子	君
警察本部長	鈴木	邦夫	君
代表監査委員	松田	義彦	君
人事委員会委員長	安孫子	俊彦	君
人事委員会事務局長	荒木	泰子	君
労働委員会事務局長	鈴木	和枝	君

午前 十時 四十七分 開会・開議

○議長（森田 廣議員） ただいまより令和六年山形県議会六月定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

理事者新任の挨拶

○議長（森田 廣議員） 日程に先立ち、新任者の紹介をいたします。
松澤企業管理者。

○企業管理者（松澤勝志君） おはようございます。この四月に企業管理者を拝命いたしました松澤でございます。県勢の発展に向け誠心誠意業務に邁進してまいります。議員の皆様におかれましては御指導御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田 廣議員） 阿彦病院事業管理者。

○病院事業管理者（阿彦忠之君） おはようございます。病院事業管理者を拝命しました阿彦忠之と申します。県民の皆様へ安心・信頼・高度の医療を提供し県民医療を守り支えるため県立病院の運営基盤の強化に誠心誠意全力で取り組む所存ですので、議員の皆様におかれましてはこれまで以上に御指導のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森田 廣議員） 岡本総務部長。

○総務部長（岡本泰輔君） おはようございます。このたび総務部長を拝命いたしました岡本でございます。県勢の発展のため職務に誠心誠意励んでまいります。議員各位におかれましてはなお一層の御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田 廣議員） 小中みらい企画創造部長。

○みらい企画創造部長（小中章雄君） おはようございます。このたびみらい企画創造部長を拝命いたしました小中と申します。第四次山形県総合発展計画の着実な推進をはじめ所管の課題に全力で取り組んでまいりたいと思いますので、議員の皆様方の御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田 廣議員） 高橋環境エネルギー一部長。

○環境エネルギー一部長（高橋 徹君） おはようございます。このたび環境エネルギー一部長を拝命いたしました高橋でございます。持続的発展が可能な豊かで美しい山形県づくりに向けて精いっぱい務めてまいりますので、議員の皆様方の御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田 廣議員） 柴田健康福祉部長。

○健康福祉部長（柴田 優君） おはようございます。このたび健康福祉部長を拝命いたしました柴田でございます。県民の健康の増進そして医療福祉の充実・向上に向けましてしっかりと取り組んでまいります。議員の皆様におかれましては御指導御鞭撻のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田 廣議員） 岡崎産業労働部長。

○産業労働部長(岡崎正彦君) おはようございます。このたび産業労働部長を拝命いたしました岡崎でございます。本県産業の振興そして働きやすい職場環境の実現に全力で取り組んでまいります。議員の皆様におかれましては御指導御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

○議長(森田 廣議員) 星農林水産部長。

○農林水産部長(星 里香子君) おはようございます。農林水産部長を拝命いたしました星でございます。本県農林水産業の持続的な発展に向けて全力で取り組んでまいります。議員の皆様におかれましては御指導御鞭撻のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長(森田 廣議員) 荒木人事委員会事務局長。

○人事委員会事務局長(荒木泰子君) おはようございます。人事委員会事務局長を拝命いたしました荒木でございます。人事委員会の職務に誠心誠意取り組んでまいりますので、議員の皆様の御指導御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

○議長(森田 廣議員) 以上で紹介は終わりました。

諸 般 の 報 告

○議長(森田 廣議員) 次に、報告があります。

議員の派遣について、会議規則第二百二十四条第一項ただし書の規定によりお手元に配付の議員派遣決定一覧表のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

[参 照]

議 員 派 遣 決 定 一 覧 表

番号	内 容
25	令和6年度東北中央自動車道建設促進秋田・山形・福島三県議会協議会理事会 (1) 目的 本県議会が参加する同協議会の理事会に役員として出席するため (2) 場 所 東京都 (3) 期 間 令和6年5月10日(金) (4) 議員名 石川 正志、佐藤 文一、能登 淳一、加賀 正和
26	令和6年度日本海沿岸東北自動車道建設促進青森・秋田・山形・新潟四県議会協議会理事会 (1) 目的 本県議会が参加する同協議会の理事会に役員として出席するため (2) 場 所 東京都 (3) 期 間 令和6年5月10日(金) (4) 議員名 石黒 覚、田澤 伸一
27	令和6年度羽越・奥羽本線等高速化促進青森・秋田・山形・新潟四県議会協議会理事会 (1) 目的 本県議会が参加する同協議会の理事会に役員として出席するため (2) 場 所 東京都 (3) 期 間 令和6年5月10日(金) (4) 議員名 石黒 覚、田澤 伸一
28	第146回北海道・東北六県議会議長会議 (1) 目的 本県議会が参加する同会議に出席するため (2) 場 所 北海道 (3) 期 間 令和6年5月15日(水) (4) 議員名 矢吹 栄修

諸 般 の 報 告

○議長（森田 廣議員） 次に、知事より、六月十七日付をもって今期定例会に提案する議案及び附属書類、予算に係る繰越計算書並びに専決処分事項の報告書がお手元に配付のとおり送付になりましたので、報告いたします。

〔参 照〕

財 第 52 号

令和6年6月17日

山形県議会議長

森 田 廣 殿

山形県知事

吉 村 美栄子

令和6年6月県議会定例会議案等の送付について

令和6年6月県議会定例会に付議する下記の議案、説明書及び報告書を、別添のとおり送付します。

記

- 〔議 案〕 1 令和6年6月県議会定例会議案
〔説明書〕 1 令和6年度補正予算に関する説明書
2 令和6年度山形県電気事業会計の補正予算に関する説明書
3 令和6年度予算説明附属書
4 令和6年6月県議会定例会知事説明要旨
〔報告書〕 1 令和5年度予算に係る繰越計算書
2 地方自治法第180条第2項の規定に基づく議会の委任による専決処分事項の報告書

日程第一会議録署名議員の指名

○議長（森田 廣議員） これより日程に入ります。

日程第一会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第百十九条の規定により直ちに指名いたします。

二十五番 石 黒 覚 議 員
三十六番 加 賀 正 和 議 員
三十九番 奥 山 誠 治 議 員

以上の方々をお願いいたします。

日 程 第 二 会 期 の 決 定

○議長（森田 廣議員） 次に、日程第二会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から七月五日までの十八日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田 廣議員） 御異議なしと認めます。よって、会期は十八日間と決定いたしました。

〔参 照〕

令和六年山形県議会六月定例会日程（実施したもの） 十八日間

月 日	曜	本 会 議	委 員 会 等		
			時 刻	内 容	会 場
六・十八	火	開会、議案上程、知事説明 発議案上程、提出者説明 発議案上程、採決	午前十時	議運	議運委員会室
			本会議終了後	議案説明会	予算委員会室
十九	水	休 会（議案調査）			

二十	木	休 会（協議調整）	午前十時	議運	議運委員会室
二十一	金	質疑及び一般質問（代表質問）	本会議終了後	山形県議会 定数等検討	議運委員会室
二十二	土	休 会			
二十三	日				
二十四	月	質疑及び一般質問			
二十五	火	休 会（議案調査）			
二十六	水	休 会	午前十時	予算	予算委員会室
二十七	木	休 会	午前十時	予算	予算委員会室
二十八	金	休 会	午前十時	予算	予算委員会室
二十九	土	休 会			
三十	日				
七・一	月	議案訂正 予算特別委員長報告 採決 議案・発議案・請願各常任委員 会付託	午前十時	議運	議運委員会室
			本会議終了後	各常任委員会に おける意見調整	各委員会室
二	火	休 会	午前十時	総務	第一委員会室
				文教公安	第二委員会室
厚生環境	第六委員会室				
三	水			農林水産	第五委員会室
				商工労働観光	第四委員会室
				建設	第三委員会室
四	木	休 会	午前十時	交通インフラ・活 力あるまちづくり 対策	第一委員会室
				こども支援・ 女性若者活躍対策	第六委員会室
				人材活用・ 経済活性化対策	第二委員会室
五	金	各常任委員長報告、採決 発議案上程、採決、閉会	午前十時	議運	議運委員会室

日程第三議第九十四号議案から日程第二十五議第百
十六号議案まで

○議長（森田 廣議員） 次に、日程第三議第九十四号令和六年度山形県一般会計補正予算第一号から、日程第二十

五議第百十六号山形県収用委員会委員及び予備委員の任命についてまでの二十三案件を一括議題に供します。

〔参 照〕

- 議第 94 号 令和 6 年度山形県一般会計補正予算（第 1 号）
議第 95 号 令和 6 年度山形県電気事業会計補正予算（第 1 号）
議第 96 号 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 97 号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議第 98 号 山形県県税条例等の一部を改正する条例の設定について
議第 99 号 山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 100 号 山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について
議第 101 号 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について
議第 102 号 山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 103 号 山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 104 号 山形県青少年健全育成条例等の一部を改正する条例の設定について
議第 105 号 山形県誰もががんと知り、県民みんなでがんの克服を目指す条例の一部を改正する条例の制定について
議第 106 号 山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
議第 107 号 一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋橋梁下部工事（P 3）請負契約の一部変更について
議第 108 号 一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋橋梁下部工事（P 5）請負契約の一部変更について
議第 109 号 パーソナルコンピュータの取得について
議第 110 号 除雪機械の取得について
議第 111 号 大浜西埠頭港湾用地の処分について
議第 112 号 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の和解のあっせんの申立てについて
議第 113 号 令和 5 年度山形県一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の承認について
議第 114 号 山形県県税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
議第 115 号 山形県公安委員会委員の任命について
議第 116 号 山形県収用委員会委員及び予備委員の任命について

（以上の 23 議案は本誌巻末に収録）

○議長（森田 廣議員） 知事より提出案件についての説明を求めます。吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） おはようございます。県議会六月定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の説明に先立ち一言申し上げます。

初めに、高島町及び南陽市における大規模林野火災への対応等について申し上げます。

今年は雪解けが平年より早く進んだことに加え、乾燥した天候が続いたこともあり、四月以降、県内各地で林野火災が相次いで発生しました。

中でも、四月二十八日に高島町で発生した火災は鎮火までに四日間、また、五月四日に南陽市で発生した火災は鎮火までに九日間を要する大規模な林野火災となり、南陽市では焼損面積が約百三十七ヘクタールと、県内で発生した林野火災としては、ここ十年間で最大の規模となりました。

発災後、県では速やかに特別警戒配備態勢を取り、消防防災ヘリコプター「もがみ」による消火活動を行ったほか、東北各県への消防防災ヘリコプターの応援要請、さらには自衛隊に対し災害派遣要請を行うなど、関係機関からの御協力も得ながら、消火活動の支援等に当たってまいりました。

消火活動等に御尽力いただきました消防、自衛隊、警察など関係機関の皆様に改めて深く感謝申し上げます。

鎮火後の五月十六日には、私自身も上空から視察を行い、被害市町や地元の消防機関の皆様と被害状況の詳細及び今後の対応について情報共有を図ったところです。

県としましては、関係機関と連携し、森林内での火の取扱いに関して、より一層注意喚起を図っていくとともに、焼損した森林についても、林野庁の助言をいただきながら、南陽市、高島町と連携して被災区域全体の状況把握を進め、再生の具体的手法について検討してまいります。

次に、本県出身のパリ二〇二四（ニーゼロニーヨン）オリンピック・パラリンピック日本代表内定選手について申し上げます。

現在、オリンピックにつきましては、レスリング競技の鏡優翔（ゆうか）選手、ボクシング競技の岡澤セオン選手、そして水球競技の鈴木透生（とうい）選手の三名が日本代表に内定しており、今後も追加の代表内定が期待される所です。また、パラリンピックにつきましては、水泳競技の齋藤元希選手が日本代表に内定しております。

オリンピック・パラリンピックというひのき舞台での本県出身選手の活躍を県民の皆様とともに心から期待しております。

次に、経済の動向、農作物の生育状況並びに当面の県政課題について順次御説明申し上げます。

初めに、経済の動向について申し上げます。

我が国の経済につきましては、このところ足踏みも見られますが、緩やかに回復しております。

本県の状況について見ますと、個人消費につきましては、サービス消費を中心に底堅い動きとなっております。鉱工業生産は、半導体関連製品の受注減少の影響などにより、このところ弱含みの動きとなっております。雇用は、あらゆる産業分野において人手不足感が続いており、有効求人倍率は高い水準で推移しております。

このように、本県経済につきましては、緩やかに持ち直しているものの、このところ弱含みの動きとなっております。

今後の先行きにつきましては、食料品をはじめとする物価の上昇が続いており、最近の円安の動きが経済に与える影響も懸念されることから、引き続き国内外の情勢や県民生活・企業活動等への影響について注視してまいります。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

今年は、四月は記録的な高温、五月は寒暖の差が大きくなりましたが、これまでのところ、各農作物の管理作業は順調に行われております。

水稻につきましては、つや姫、雪若丸、はえぬきの主力三品種ともに初期生育はやや停滞したものの、おおむね順調なスタートを切った所です。

サクランボにつきましては、主力品種の佐藤錦の収穫は、六月八日頃から始まり、現在は作業が終盤となっております。やまがた紅王と紅秀峰については、収穫の最盛期を迎えている所です。収穫時期が平年より大幅に早まったため、早期収穫や厳選出荷の徹底について、関係機関と連携しながら取り組んでおります。収穫量は、双子果の発生に加えて、果実の肥大不足、高温による障害果の発生等の影響で平年より少なくなるものと見込んでおります。

また、露地栽培のスイカやメロンにつきましては、現在、果実の肥大期を迎えており、例年並みの七月十日頃からの出荷を見込んでおります。

引き続き、農作物の生育状況の的確な把握に努め、気象の変動に迅速に対応しながら、適切な栽培指導を行ってまいります。

次に、当面の県政課題について申し上げます。

初めに、「やまがたフルーツ百五十周年」に向けた取組について申し上げます。

令和七年は、本県で果樹栽培が始まってから百五十年の節目、「やまがたフルーツ百五十周年」であります。この大切な節目を情報発信の好機と捉え、本県の果樹産業全体の発展につなげていきたいと考えています。

その取組として、まず、県を挙げてこの記念すべき年を共に祝い、共に盛り上げていくため、ロゴマークを作成し、キャッチフレーズを「いちずに、かじつ。」としました。県産フルーツや加工品のパッケージなどに幅広く御活用いただくことで「やまがたフルーツ百五十周年」を県内外に発信し、県産フルーツのブランド力をより一層高めてまいります。

また、六月六日には、生産者や市町村などの関係者が一堂に会し、「やまがたフルーツ百五十周年」に向けた機運を醸成するため、その記念事業のスタートを祝う「さくらんぼイブニング」を開催しました。

引き続き、市町村や関係団体、事業者などフルーツに携わっていただいている皆様の百五十周年に向けた新しい取組を後押しするなど、オール山形で「やまがたフルーツ百五十周年」記念事業を盛り上げ、県産フルーツの魅力発信や観光誘客の促進に積極的に取り組んでまいります。

次に、国際交流の拡大に向けた取組について申し上げます。

五月二十九日から六月一日までの四日間、私を団長としてタイ王国を訪問し、県産農産物の輸出拡大及び観光誘客の拡大に向けたトップセールスを行ってまいりました。

今回は、県としてタイ王国では初めてとなる農産物のトップセールスを実施し、現地の農産物輸入企業や地元インフルエンサー等に対し、デビュー二年目を迎えるやまがた紅王をはじめ、県産米つや姫や総称山形牛など山形ブランドを強力に発信してまいりました。やまがた紅王等のプロモーションでは、サクランボなどの県産農産物を実際に試食していただき、大変好評を得た所です。

観光誘客につきましては、タイ国政府観光庁やタイ国観光協会を訪問し、相互交流の拡大について意見交換するとともに、現地の旅行会社に対しインバウンド誘客促進に向けた働きかけを行い、本県への旅行商品造成に向けて前向きな発言をいただいたところです。

また、前駐日タイ王国特命全権大使のシントン・ラーピセートパン氏をはじめ、本県ゆかりの皆様には「やまがた特命観光・つや姫大使」を委嘱してまいりました。

一年を通して気温の高いタイ王国の皆様からは、雪景色をはじめ、四季折々に表情を変える本県の豊かな自然や、その恵みを受けながら大切に育まれた高品質な農産物に非常に高い関心を寄せていただいております。「やまがた特命観光・つや姫大使」に就任していただいた皆様のお力添えも頂戴しながら、タイ王国における本県の魅力発信にこれまで以上に取り組んでまいります。

さらに、六月九日から十四日までの六日間、欧州のイタリア共和国とフランス共和国を訪問し、県産日本酒の輸出拡大及び観光誘客の拡大に向けたトップセールスを行ってまいりました。

二〇一五年のミラノ国際博覧会への出展を契機に県産日本酒の輸出額が着実に増えているイタリア共和国と、欧州の中でも有数の日本酒輸入国であるフランス共和国において、現地の日本酒輸入企業やレストラン関係者等を招いたプロモーションを実施してまいりました。

プロモーションでは、県酒造組合から県産日本酒の特徴を説明するとともに、酒造りの背景にある気候風土や歴史・文化に加え、蔵王の樹氷や羽黒山での山伏修行、銀山温泉のノスタルジックな町並みなど、山形を持つ魅力やすばらしさについても私自ら紹介してまいりました。その後、招待客の皆様には現地の料理とペアリングした県産日本酒を味わっていただき、大変好評を得たところです。

特にミラノでは、本県の酒造りやその背景に興味を持った事業者から、本県の酒蔵訪問を含むガストロノミー体験を目的としたツアー造成について前向きな発言をいただいたところです。

また、欧州最大規模の日本酒を中心とした酒類の見本市を主催するシルヴァン・ユエ氏をはじめ、本県ゆかりの皆様には「やまがた特命観光・つや姫大使」を委嘱し、様々な場面で幅広く本県を発信していただけることとなりました。今後も、今回のプロモーションなどで構築した人脈を大切に、県産日本酒の販路開拓・販売拡大や観光誘客の拡大に努めてまいります。

このたびのトップセールスを通して、本県の山々がもたらす雪解け水やおいしい米を育む環境で作られた山形県オリジナルの酒米、県民に共通する職人かたぎの真面目さ・勤勉さが生んだ県産日本酒の品質の高さ、そして本県が誇る自然や精神文化、温泉、食などの多彩な魅力をイタリア、フランス両国で発信できたものと感じております。

県としましては、引き続き国際交流を積極的に進め、世界の活力を取り込み、本県経済の持続的な発展につなげてまいります。

次に、このたび御審議いただく議案の概要について御説明申し上げます。

提案いたしました議案は、令和六年度山形県一般会計補正予算第一号など二十三件であります。

まず、一般会計補正予算案について申し上げます。

今回の補正予算案につきましては、本年一月の能登半島地震を踏まえた防災・減災対策や四月に熊類が指定管理鳥獣に指定されたことを踏まえた被害対策の強化など、喫緊の課題に対応するため編成したものです。

初めに、能登半島地震を踏まえた防災・減災対策としましては、大型トイレカーの導入や市町村災害ボランティアセンターへの自動ラップ式トイレの整備に対する支援により、被災者や被災者支援に当たっていただく災害ボランティア等に必要な衛生環境の整備に取り組んでまいります。

加えて、冬季の災害への備えとして、地域防災の主体である自主防災組織に対して、雪や寒さを想定した避難所運営マニュアルの作成支援等を行うとともに、県と市町村が連携して冬季の防災訓練を実施してまいります。

また、冬季における津波警報発令時の避難環境の充実に向け、沿岸市町が行う寒さ対策のために必要な備蓄品等の整備に対して支援を行います。

これらの対策につきまして、いつ起こるかわからない大規模災害に備えるべく、速やかに実施してまいります。

次に、熊被害対策としましては、人の生活圏への出没を防止するため、今年度から、出没原因の一つとなっている放任された柿や栗などの不要果樹伐採に係る経費に対して支援を行っております。

これに加え、今般、市街地や人里において熊の目撃件数が増加していることを踏まえ、市町村等が実施する熊の移動ルートとなるやぶの刈払いや熊出没時の緊急対応訓練に対する支援など、熊類が指定管理鳥獣に指定されたことにより拡充される政府の交付金を最大限に活用しながら、令和六年度当初予算と合わせて熊被害対策の強化に取り組んでまいります。

その他の課題への対応としまして、政府の予算を活用し、医療機関に対する電子処方箋の導入支援に新たに取り組むほか、介護事業所における介護ロボットやICT等の導入に対する支援、県立高等学校におけるデジタル人材育成

のためのICT機器の整備等を進めてまいります。

この結果、今回の一般会計補正予算案の総額は三億六千二百万円となり、今年度の累計予算額は六千五百一億四千五百四十五万六千円となります。

次に、予算以外の議案の主なものについて御説明申し上げます。

山形県県税条例等の一部を改正する条例の設定につきましては、地方税法等の一部改正に伴い法人の事業税における外形標準課税の適用対象及び軽油引取税の課税免除の特例措置の適用対象を見直す等のためのもの、山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、山形県立米沢工業高等学校及び山形県立米沢商業高等学校を統合し山形県立米沢鶴城（かくじょう）高等学校を新設するためのものであります。

令和五年度山形県一般会計補正予算第九号及び山形県県税条例の一部を改正する条例の制定についての二件の専決処分の承認につきましては、いずれも急施を要したため専決処分をいたしましたのでその御承認をお願いするものであります。

山形県公安委員会委員の任命、山形県収用委員会委員及び予備委員の任命につきましては、委員の任期満了等に伴い提案の者を適任と認め御同意をお願いするものであります。

以上が今回提案いたしました議案の概要ですが、内容の詳細につきましては、議事の進行に従いまして関係部課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（森田 廣議員） 知事の説明は終わりました。

諸 般 の 報 告

○議長（森田 廣議員） なお、ただいま議題となっております案件中、議第九十六号については、地方公務員法第五条第二項の規定により人事委員会の意見を求めておりましたところ、本日付をもってお手元に配付のとおり回答がありましたので、報告いたします。

〔参 照〕

議 調 第 48 号
令和6年6月17日

山形県人事委員会委員長
安孫子 俊 彦 殿

山形県議会議長
森 田 廣

意 見 の 聴 取 に つ い て

令和6年6月定例会に知事から提出された下記条例案について、地方公務員法第五条第二項の規定により、6月18日（火）まで貴委員会の意見を求めます。

記

議第 96 号 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山 人 委 第 65 号
令和6年6月18日

山形県議会議長
森 田 廣 殿

山形県人事委員会委員長
安孫子 俊 彦

意 見 の 聴 取 に つ い て

令和6年6月17日付け議調第48号で意見を求められた下記条例の制定については、適当なものと認めます。

記

議第 96 号 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第二十六発議第十一号山形県鳥獣被害防止対策
の推進に関する条例の設定について

○議長（森田 廣議員） 次に、日程第二十六発議第十一号山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例の設定についてを議題に供します。

〔参 照〕

発議第 11 号

山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例の設定について（案）

山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例を次のように制定する。

山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例

山形県は、県土の7割を森林が占める一方で、最上川をはじめとする多くの河川、湖沼、湿地、田園、海浜等、豊かで変化に富んだ生態系があり、狩猟や採集を生業とするマタギ文化の伝統が息づくなど、私たちは、自然との共存を図りながら、豊かな恵みを楽しんでいる。

本県では、明治、大正期以後、長らく絶滅したとされてきたイノシシ及びニホンジカの県内全域での急激な分布の回復が見られ、イノシシの生息域の拡大に伴う農作物等への被害が急増する事態となっているほか、県内への侵入の初期段階にあるニホンジカについても生息域の拡大等による影響が懸念されている。加えて、ツキノワグマ、ニホンザルの出没による人的及び物的被害や、カワウやサギ類などの鳥類による農林水産業への被害が継続的に発生している状況にある。

過疎化や高齢化の進行に伴い中山間地域の活力が低下し、耕作放棄地の発生や森林の荒廃などにより、人と野生鳥獣とが棲（す）み分けをするための緩衝帯としての機能や狩猟圧により野生鳥獣を本来の生息域に押し戻す機能が弱まってきていることから、野生鳥獣による農林水産業への被害の発生や人の生活領域への出没につながってきており、人と野生鳥獣とのあつれきをいかにして抑制していくかが課題となっている。

このため、県、市町村、県民等の関係者が相互に連携しながら、生物の多様性を維持しつつ、鳥獣被害防止対策に取り組み、野生鳥獣と共存し、安全で安心な生活環境を実現することを目指して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、鳥獣被害防止対策の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び関係団体の役割を明らかにするとともに、鳥獣被害防止対策の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、鳥獣被害防止対策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民と野生鳥獣との共存及び県民の良好な生活環境の確保を図り、活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定野生鳥獣 カワウ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ムクドリ、アオサギ、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、タヌキ、ハクビシン、ニホンザルその他県民の生命、身体若しくは財産、農林水産業等、県民の良好な生活環境又は生態系に被害を生じさせ、又は生じさせるおそれのある野生鳥獣として規則で定めるものをいう。

(2) 鳥獣被害防止対策 特定野生鳥獣による被害（特定野生鳥獣による県民の生命、身体若しくは財産、農林水産業等、県民の良好な生活環境又は生態系に係る被害をいう。以下同じ。）の発生を現在及び将来において防止するための施策及び調査研究をいう。

(3) 適正管理 特定野生鳥獣による被害の防止及び自然環境の保全を図る観点から、特定野生鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。

(4) 有効利用 捕獲等（特定野生鳥獣の捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）をしたものを食品、飼料、皮革等として有効に利用することをいう。

(5) 関係団体 鳥獣被害防止対策及び有効利用（以下「鳥獣被害防止対策等」という。）の推進に資する取組を行う団体をいう。

（基本理念）

第3条 鳥獣被害防止対策は、県民の生命又は身体の安全の確保及び財産の保護を基本とし、県民の良好な生活環境の確保及び有効利用による新たな付加価値の創出が地域社会の活力の向上に重要であるとの認識の下に、県、市町村、県民及び関係団体が相互に連携し、及び協力することにより、生物の多様性に及ぼす影響にも配慮したうえで、地域の特性に応じて持続的かつ実効的に行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条の基本理念のっとり、特定野生鳥獣の生息の状況、特定野生鳥獣による被害の状況等を把握したうえで、鳥獣被害防止対策等を総合的かつ計画的に実施するとともに、広域的かつ専門的な取組に円滑に対応するため、必要な体制を整備するものとする。

2 県は、鳥獣被害防止対策等を推進するうえで市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、特定野生鳥獣の習性に関する理解を深めるよう努めるとともに、県、市町村及び関係団体が推進する鳥獣被害防止対策等に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の役割)

第6条 関係団体は、特定野生鳥獣による被害の発生の防止、適正管理又は有効利用に寄与する人材の育成、捕獲等に関連する事故の防止、特定野生鳥獣に関する情報の発信その他の鳥獣被害防止対策等に資する取組を行うよう努めるとともに、県及び市町村が推進する鳥獣被害防止対策等に協力するよう努めるものとする。

(鳥獣被害防止対策の推進)

第7条 県は、特定野生鳥獣による被害の発生を防止するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 地域において市町村、県民及び関係団体が取り組む捕獲等、特定野生鳥獣による被害の防除、県民の日常生活圏と特定野生鳥獣の生息域との分離等による特定野生鳥獣の生息環境の管理及び特定野生鳥獣による被害の発生の防止に寄与する人材の育成への支援

(2) 鳥獣被害防止対策に関する専門的な知識及び技術を有する人材の育成

(3) 鳥獣被害防止対策の推進に資する施設の整備の促進

(適正管理の推進)

第8条 県は、適正管理を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 特定野生鳥獣の生息の状況等についての科学的知見を踏まえた捕獲等の実施

(2) 捕獲等に従事する者の確保及び育成

(3) 捕獲等に従事する者への支援

(4) 捕獲等に関する専門的な知識及び技術の向上並びに事故の防止のための研修等の実施

(有効利用の推進)

第9条 県は、有効利用の推進に努めるとともに、有効利用による付加価値の向上のための調査研究等に努めるものとする。

(調査研究、普及啓発等)

第10条 県は、鳥獣被害防止対策等を効果的に推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 特定野生鳥獣の習性及び生息の状況、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれのある特定野生鳥獣に遭遇した場合の対応方法、特定野生鳥獣による被害の状況及び生態系への影響、捕獲等をした特定野生鳥獣の適正な処理方法その他の必要な情報の収集及び提供

(2) 大学等の研究機関と連携協力した科学的知見に基づく特定野生鳥獣の生息の状況、適正管理及び特定野生鳥獣による被害の発生の防止に関する調査研究

(3) 鳥獣被害防止対策等の重要性についての普及啓発

(顕彰)

第11条 県は、鳥獣被害防止対策等の推進について顕著な功績があると認められる者の顕彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 県は、鳥獣被害防止対策等を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(鳥獣被害防止対策の実施状況の公表)

第13条 知事は、毎年度、県の鳥獣被害防止対策の実施状況を公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第112条及び山形県議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年6月18日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

提出者	小 松 伸 也
賛成者	佐 藤 正 胤
	柴 田 正 人
	加 賀 正 和
	森 谷 仙 一 郎
	奥 山 誠 治

提 案 理 由

鳥獣被害防止対策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民と野生鳥獣との共存及び県民の良好な生活環境の確保を図り、活力に満ちた地域社会の実現に寄与するため、提案するものである。

○議長（森田 廣議員） 提出者の説明を求めます。三十二番小松伸也議員。

○三十二番（小松伸也議員） おはようございます。今回御審議をいただきます発議第十一号「山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例の設定について」を、私から御説明申し上げます。

本県は、県土の七割を森林が占める一方で、最上川をはじめとする多くの河川、湖沼、湿地、田園、海浜等、豊かで変化に富んだ生態系があり、狩猟や採集を生業とするマタギ文化の伝統が息づくなど、私たちは、自然との共存を図りながら、豊かな恵みを楽しんでいます。

しかしながら、イノシシやニホンジカの生息域が拡大し、イノシシによる農作物等への被害が急増したほか、カワウなどの鳥類による農林水産業への被害も継続的に発生しています。また昨今では、相次ぐ熊の出没等により、県民が不安を抱え生活を送らざるを得ない状況となっています。

今日の過疎化や高齢化の進行に伴い、中山間地域の活力が低下し、耕作放棄地の発生や森林の荒廃などにより人と野生鳥獣とがすみ分けるための緩衝帯としての農地や里山林の機能が弱まっていることや、狩猟圧により野生鳥獣を本来の生息域に押し戻す機能も弱まってきていることなどが、野生鳥獣による農林水産業への被害の発生や人の生活領域への出没につながってきており、人と野生鳥獣とのあつれきをいかにして抑制していくかが課題となっています。

本県が総合発展計画で基本目標に掲げる「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」を真に実現するためにも、こうした課題に対峙することが必要です。

このため、県、市町村、県民等の関係者が相互に連携しながら、生物の多様性を維持しつつ、鳥獣被害防止対策に取り組み、野生鳥獣と共存し、安全で安心な生活環境を実現することを目指して、この条例案を提出させていただくものです。

条例案の作成に当たっては、令和五年五月、自由民主党会派の議員有志六人が「鳥獣被害防止対策推進条例検討プロジェクトチーム」を立ち上げ、先進県の調査、市町村や専門家さらには関係団体からの意見聴取、そして県民の意見募集などを行いながら検討を重ねてきました。

検討に当たっては、本県における鳥獣による被害や鳥獣の管理の現状等を把握した上で、それらを踏まえた施策を規定するとともに、関係者が相互に連携協力して鳥獣被害防止対策を推進していくことを明示するなど、本県の抱える課題に即した内容を条例に盛り込むよう努めたところです。

次に、本条例案の概要について御説明いたします。

本条例案では、条例制定の背景や基本的な考え方を前文に規定するとともに、条例の基本理念、県の責務、県民や関係団体の役割を定めています。また、鳥獣による被害の発生防止、鳥獣の適正管理、鳥獣の有効利用、県民への情報提供や普及啓発などの施策について具体的に規定したところです。

議員各位におかれましては、以上の趣旨を御理解いただき、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本条例案の策定に際し貴重な御意見をお寄せいただいた県民の皆様、御支援御協力をいただきました関係団体、関係者の皆様に心より厚く御礼を申し上げ、私からの説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（森田 廣議員） 提出者の説明は終わりました。

日程第二十七発議第十二号山形県子育て基本条例の 一部を改正する条例の制定について

○議長（森田 廣議員） 次に、日程第二十七発議第十二号山形県子育て基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

〔参 照〕

発議第 12 号

〔7月5日 否決〕

山形県子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について（案）

山形県子育て基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県子育て基本条例の一部を改正する条例

山形県子育て基本条例（平成22年3月県条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条」を「第20条」に改める。

前文のうち第5項中「軽減」を「軽減や子どもへの虐待の防止」に改める。

第3条第1号中「利益を」を「利益を優先して」に改める。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(子どもへの虐待の防止)

第18条 県は、子どもを生み、育てる者が子どもへの虐待をすることなく子育てすることができるよう、虐待の防止に関する県民の理解を深めるとともに、虐待の防止に関する情報の提供、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第112条及び山形県議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年6月18日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

提出者	青 木 彰 榮
賛成者	齋 藤 俊一郎
	松 井 愛
	石 川 正 志
	江 口 暢 子
	阿 部 ひとみ
	梅 津 庸 成
	高 橋 淳
	吉 村 和 武
	高 橋 啓 介
	木 村 忠 三

提 案 理 由

子どもの最善の利益を優先して考慮することを基本理念に定めるとともに、子どもへの虐待の防止を基本的施策に加えるため、提案するものである。

○議長（森田 廣議員） 提出者の説明を求めます。二十四番青木彰榮議員。

○二十四番（青木彰榮議員） 今回御審議をいただきます発議第十二号「山形県子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について」を、私から御説明申し上げます。

本県に生まれ、育つ全ての子供が健やかに心豊かに成長するとともに、誰もが「子育てするなら山形県」と実感できる社会を実現することを目指した山形県子育て基本条例の施行から十四年が経過しております。

県においては、この条例が掲げる子供の権利の尊重や最善の利益の考慮等の基本理念の下、子育て支援や少子化対策を強力に推進してきたところであります。

この間、昨年四月には、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、子供施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法としての「こども基本法」が施行されました。その基本理念の一つとして「全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」と定められたところであります。

一方で、全国では大変痛ましい子供への虐待の事件が数多く起こっております。山形県内においても子供への虐待の認定件数は増加傾向にあり、平成三十年代に五百件を超え、令和元年度以降は六百件を超える水準で高止まりしております。

児童虐待は、子供の心身の成長と人格形成に深刻な影響を与える子供への重大な権利侵害であり、社会全体で未然防止に取り組んでいく必要があります。

こうしたことから、「こども基本法」を踏まえ、子供の最善の利益の優先考慮を条例の基本理念に掲げるとともに、子供への虐待の防止をより強力に施策展開するため、条例の基本的施策として明確に位置づけることを内容とする条例改正案を提出させていただくものであります。

なお、この改正案の作成に当たっては、県政クラブ会派として、こども家庭庁からのヒアリングをはじめ、児童相談所、保育や子育て支援の団体、専門家からの意見聴取や県民の意見募集などを行いながら検討を重ねたものであります。

議員各位におかれましては、以上の趣旨を御理解いただき、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本条例改正案の策定に当たり、貴重な御意見をお寄せいただいた県民の皆様、御支援御協力をいただきました関係団体、関係者の皆様に心より厚く御礼を申し上げ、私からの説明を終わります。よろしくお願いたします。
○議長（森田 廣議員） 提出者の説明は終わりました。

日程第二十八発議第十三号山形県笑いで健康づくり
推進条例の設定について

○議長（森田 廣議員） 次に、日程第二十八発議第十三号山形県笑いで健康づくり推進条例の設定についてを議題に供します。

〔参 照〕
発議第 13 号

山形県笑いで健康づくり推進条例の設定について（案）

山形県笑いで健康づくり推進条例を次のように制定する。

山形県笑いで健康づくり推進条例

県民一人一人が心身ともに健康で充実した生活を送ることは、県民の幸福にとって基本となるものである。

近年、少子高齢化の進行や疾病構造の変化等、県民の健康を取り巻く環境は変化しており、県民が明るく健康的に暮らしていくため、心身の健康づくりに取り組むことが求められている。

笑うことが健康に良いということは経験的に知られてきたところであるが、県民を対象とした研究によれば、声を出して笑う頻度が高い人は死亡のリスクが低いという結果も出ており、他にも笑いによる運動効果、心理的負担の軽減効果、他者とのつながりを豊かにする社会的な効果等が様々な研究において示されているところである。

このことから、県民一人一人が笑うことによる効果等に関心を持ち、理解を深めることで、健康の増進に生かすとともに、笑いが伝わり、笑いで人と人とのより良い関係を構築することが期待される。

家庭や職場等で笑いによる心身の健康づくりを推進することにより、明るく健康的な県民生活の実現を目指して、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、笑いによる心身の健康づくりの推進に関し、県民笑いで健康づくり推進の日を設けるとともに、県、事業者及び県民の役割を明らかにすることにより、明るく健康的な県民生活の実現に寄与することを目的とする。

（県民笑いで健康づくり推進の日）

第 2 条 笑いによる心身の健康づくりについて、県民の関心と理解を深めるとともに、笑いによる心身の健康づくりへの取組が積極的に行われるようにするため、県民笑いで健康づくり推進の日を設ける。

2 県民笑いで健康づくり推進の日は、毎月 8 日とする。

（県の役割）

第 3 条 県は、この条例の目的を達成するため、健康、医療、福祉等に関する団体、笑いに満ちたまちづくりに取り組む者等と連携し、県民の笑いによる心身の健康づくりに関する意識の啓発に努めるものとする。

（事業者の役割）

第 4 条 事業者は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、笑いに満ちた職場環境の整備等、従業員の笑いによる心身の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第 5 条 県民は、笑うことが健康にもたらす効果について理解を深めるとともに、1 日 1 回は笑う等、笑いによる心身の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

（個人の意思の尊重等）

第 6 条 県、事業者及び県民は、この条例の実施に当たっては、個人の意思を尊重し、及びその置かれている状況に配慮するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第 112 条及び山形県議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により提出します。

令和 6 年 6 月 18 日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

提出者 洪 間 佳寿美

賛成者 伊藤香織
遠藤寛明
柴田正人

提案理由

笑いによる心身の健康づくりを推進し、明るく健康的な県民生活の実現に寄与するため、提案するものである。

○議長（森田 廣議員） 提出者の説明を求めます。三十番洪間佳寿美議員。

○三十番（洪間佳寿美議員） 今回御審議をいただきます発議第十三号「山形県笑いで健康づくり推進条例の設定について」を、私から御説明申し上げます。

県民一人一人が心身ともに健康で充実した生活を送ることは、県民の幸福にとって基本となるものであります。

近年、少子高齢化の進行や疾病構造の変化など、県民の健康を取り巻く環境は変化しており、県民が明るく健康的に暮らしていくため、心身の健康づくりに取り組むことが求められております。

笑うことが健康によいということは経験的に知られておりますが、笑うことと健康との関連性に着目し、それを科学的に解明しようという様々な研究が行われております。県民を対象とした山形大学医学部の研究によれば、声を出して笑う頻度が高い人は死亡のリスクが低いとの結果が出ており、また他の研究でも、笑うことによる運動効果、心理的負担の軽減効果や、他者とのつながりを豊かにする社会的効果等が示されているところです。

このことから、県民一人一人が笑うことによる効果等に関心を持ち、理解を深めることで、健康増進に生かすことができるとともに、人と人がよりよい関係を構築することも期待されます。家庭や職場等で笑いによる心身の健康づくりを推進することにより、明るく健康的な県民生活の実現を目指し、この条例案を提出させていただくものであります。

条例案の作成に当たっては、令和五年六月、自由民主党会派の議員有志十七名が検討プロジェクトチームを立ち上げ、専門家や関係団体からの意見聴取や先進地の調査、県民の意見募集などを行いながら、検討を重ねてまいりました。

検討に当たっては、笑いによる心身の健康づくりの推進に関して県民の関心と理解を深めることや、個人の意思や考えを尊重することに特に配慮したところであります。

次に、本条例案の概要について御説明いたします。

本条例案では、条例制定の基本的な考え方を前文に規定するとともに、県民の関心と理解を深めるための「県民笑いで健康づくり推進の日」の設定や、県、事業者及び県民の役割などを定めております。また、笑いによる心身の健康づくりの推進に当たっては、個人の意思を尊重し、その置かれている状況に配慮することを明確に規定したところであります。

議員各位におかれましては、以上の趣旨を御理解いただき、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本条例案の策定に当たり貴重な御意見をお寄せいただいた県民の皆様、御協力をいただきました関係者の皆様に心より厚く御礼を申し上げ、私からの説明を終わります。よろしく御願いいたします。

○議長（森田 廣議員） 提出者の説明は終わりました。

日程第二十九発議第十四号の決議案一件

○議長（森田 廣議員） 次に、日程第二十九発議第十四号パレスチナ自治区ガザ地区における戦闘行為の停止、人質の解放及び人道状況の改善の実現を求める決議案を議題に供します。

〔参 照〕

発議第 14 号

決 議 (案)

パレスチナ自治区ガザ地区における戦闘行為の停止、
人質の解放及び人道状況の改善の実現を求める決議

イスラエルとパレスチナ武装勢力との軍事衝突により、パレスチナ自治区ガザ地区において、子どもを含む多数の住民が尊い命を奪われ、あるいは避難を余儀なくされるとともに、食料等の人道支援も停滞しており、長引く戦闘に伴い、現地の人道状況は、深刻さを増している。また、今もなお、人質となった多数の人々の解放が実現していない。

国際社会は、事態の解決に向け、国連の決議や、国際司法裁判所による暫定措置命令等による働き掛けを行っているものの、わずかな休戦期間を経て、今も戦闘行為は続いている。

よって、本県議会は、全ての当事者及び国際社会に対し、下記の事項を一刻も早く実現するよう強く求める。

記

- 1 戦闘行為の即時かつ持続的な停止及び全ての人質の即時かつ無条件の解放
- 2 支援物資の供給確保等による人道状況の改善

以上、決議する。

令和 年 月 日

山 形 県 議 会

以上、発議する。

令和6年6月18日

提出者 山形県議会議会運営委員長 榎 津 博 士

○議長（森田 廣議員） 提出者の説明を求めます。議会運営委員長榎津博士議員。

○議会運営委員長（榎津博士議員） ただいま上程されました発議第十四号につきまして、本決議案提出者を代表して提案趣旨を説明いたします。

昨年十月にイスラエルとパレスチナ武装勢力との軍事衝突が始まってから八か月以上が経過しております。

戦闘が長期化する中、ガザ地区においては、多数の死傷者が発生するなど、危機的な人道状況にあり、また、多くの人質は今なお拘束されたままであります。

非戦闘員への攻撃や人質の拉致は、国際人道法などの国際法に違反し、人々の平穏な生活を侵害するものであり、断じて容認することができないものであります。

以下、決議案を朗読し、提案説明とさせていただきます。

「発議第十四号

イスラエルとパレスチナ武装勢力との軍事衝突により、パレスチナ自治区ガザ地区において、子どもを含む多数の住民が尊い命を奪われ、あるいは避難を余儀なくされるとともに、食料等の人道支援も停滞しており、長引く戦闘に伴い、現地の人道状況は、深刻さを増している。また、今もなお、人質となった多数の人々の解放が実現していない。

国際社会は、事態の解決に向け、国連の決議や、国際司法裁判所による暫定措置命令等による働き掛けを行っているものの、わずかな休戦期間を経て、今も戦闘行為は続いている。

よって、本県議会は、全ての当事者及び国際社会に対し、下記の事項を一刻も早く実現するよう強く求める。

- 一 戦闘行為の即時かつ持続的な停止及び全ての人質の即時かつ無条件の解放
- 二 支援物資の供給確保等による人道状況の改善

議員各位におかれましては、決議の趣旨を御理解の上、ぜひとも全会一致で御賛同いただけますようお願い申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（森田 廣議員） 提出者の説明は終わりました。

この場合、お諮りいたします。発議第十四号については、議会運営委員会において十分検討の上提出された案件でありますので、所定の手続を省略、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田 廣議員） 御異議なしと認めます。よって、所定の手続を省略、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。発議第十四号については、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田 廣議員） 御異議なしと認めます。よって、発議第十四号は原案のとおり可決されました。

なお、可決されました決議の字句の整理は私に御一任願います。

○議長（森田 廣議員） 以上をもって本日の日程は終わりました。

明十九日及び二十日の二日間は議案調査及び協議調整のため休会とし、二十一日定刻本会議を開き、議案に対する質疑と県政一般に関する質問を併せ行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午前 十一時 三十九分 散 会